

太田市放課後児童クラブ指定管理者募集要項

太田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び太田市放課後児童クラブ条例に基づき、施設の管理を代行する指定管理者を次のとおり募集します。

1 対象施設の概要、構造等

公の施設名称		所在地	構造	延床面積
①	沢野小放課後児童クラブ	福沢町 227	鉄骨造 平屋建て	188.92 m ²
②	宝泉小第2放課後児童クラブ	由良町 1738-1	木造 平屋建て	131.66 m ²
③	藪塚本町放課後児童クラブ	大原町 661-1	木造 平屋建て	264.08 m ²

※募集番号①、③は支援の単位が2つ（A・B）に分かれています。

詳細は、太田市放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、対象施設の運営及び維持管理に係る次の業務を実施します。具体的な内容は、仕様書を参照してください。

- (1) 対象施設の維持管理に関すること。
- (2) 対象施設の利用許可等に関すること。
- (3) 放課後児童クラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受等に関すること。
- (4) 児童の健全育成上必要な事業に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

3 指定管理に係る基本事項

(1) 関係法令の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、太田市放課後児童クラブ条例、太田市放課後児童クラブ条例施行規則その他関係法令を遵守するとともに、公平性の保持、安全確保に努めていただきます。

(2) 管理人員

児童クラブに従事する職員（放課後児童支援員）については太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等に基づき、児童数、業務内容を勘案し、応募者が必要な人員を配置してください。

(3) 利用料金

- ① 地方自治法第244条の2第8項及び太田市放課後児童クラブ条例第8条第1項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させることとします。

- ② 指定管理者となった者は、太田市と利用料金の額の設定に係る協議を行い、太田市放課後児童クラブ条例で定める額の範囲内で利用料金の額を決定します。
- ③ 毎年度の管理業務終了後、収支を精算し、利用料金の残余が生じた場合の余剰金の取扱いは次のとおりとします。
 - ア 余剰金は繰越金として翌年度予算に計上することとします。
 - イ 余剰金の使途は、放課後児童クラブに関係するもの（施設・整備の改善、職員の人件費等）に限ることとし、指定管理者が実施する他の社会福祉事業等への流用を禁じます。
- ④ 指定期間最終年度終了後、収支を精算し、利用料金の残余が生じた場合の余剰金の取扱いは次のとおりとします。
 - ア 指定管理者として引き続き業務を実施する場合、余剰金は繰越金として翌年度予算に計上することとします。
 - イ 指定管理者が変更となる場合、余剰金の使途について協議することとします。
- (4) 施設の運営及び維持管理、修繕費等
施設の運営費、維持管理費、機器類の保守点検費、修繕費（大規模改修を除く。）等、施設の必要経費は全て指定管理者が委託料と利用料金で充当することとします。
- (5) 指定管理の期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間
この期間は、議会の議決事項です。
- (6) 意見・要望の把握及び反映
地域住民や利用者の意見・要望を把握し、管理運営に反映させられるよう努めてください。
- (7) 業務の委託
指定管理者は、管理を第三者に委託することは認められません。ただし、各機器類等保守点検業務、検査業務等は専門業者に委託することができるものとします。
また、市と協議し、認められたものについては、委託することができます。
- (8) 指定の取り消し等
施設の適正管理を期すために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。
- (9) 指定管理者が市に損害を与えた場合の賠償
指定の取り消しや指定管理者の責による施設の損傷など、指定管理者が市に損害を与えた場合は、賠償するものとします。
- (10) 原状回復措置
指定期間が満了して継続して指定管理者の指定を受けていないとき又は指定の取り消しによって指定管理者の指定が終了となるときは、市が認めるものを除き、原状回復措置を行っていただきます。これに係る費用請求はできません。

4 応募資格

- (1) 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しない団体とし、必ずしも法人格を必

要としませんが、個人では応募することができません。

- ① 団体又はその代表者が法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 本市において、一般競争入札及び指名競争入札への参加を制限されている者
 - ④ 指定管理者の指定の取り消しを受けたことがある者
 - ⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者又は団体
 - ⑥ 市税等を滞納している者
- (2) 群馬県内に主たる事業所を置く団体、かつ、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に、迅速に対応できる場所に主たる事業所を置く団体。

5 応募手続

(1) 応募書類等の配布

① 配布期間

令和8年8月1日（土）から令和8年8月14日（金）までの午前9時から午後5時までの間（ただし、土日祝日を除く。）

② 配布場所

太田市福祉こども部児童施設課 放課後児童支援係（市庁舎3階）または太田市ホームページからダウンロードも可能

③ 応募に関する質問

応募に関しての質問は、次のとおりとします。

ア 質問ができる者

応募資格を有し、応募を予定する者としてします。

イ 質問の方法

質問要旨を簡潔にまとめて、令和8年8月14日（金）午後5時までに児童施設課へ質問票をFAX送信してください。電話や窓口での口頭による質問は受け付けません。

ウ 質問に対する回答

回答書は令和8年8月18日（火）までにFAXで回答します。なお、回答書は要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとしますので、応募予定者にFAXで送付します。

(2) 応募書類の提出

下記により、必要書類を整えて提出期限までに持参してください。郵送、FAX、インターネット等による受け付けは、行いません。

① 提出書類

指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。提出書類はパンフレット等を除き原則A4判で作成し、縦型ファイルに左綴じで作成してください。また、表紙及び背表紙にはクラブ名を表記してください。

※提出部数は、**正1部、副15部の計16部**とします。

※また、児童施設課へデータとしても提出してください。ファイル名には団体名を入れてください。

ア 事業計画書（様式第2号）

事業計画書には、次の事項を記載してください。

募集番号①、③については、（支援の単位複数用）に記載し、提出してください。

- ・ 団体に関する事項
- ・ 実施計画に関する事項
- ・ 収支計画に関する事項
- ・ 管理運営体制に関する事項

イ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに類する書類

エ 本年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに類する書類

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあっては登記事項証明書、法人でない団体にあっては代表者の住民票の写し

キ 役員の名簿

ク 市税等の納税証明書 ※法人でない団体にあっては、代表者のもの

ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

コ 暴力団排除に関する誓約書

② 提出期限

令和8年8月21日（金）まで

受け付けは、土日祝日を除く、午前9時から午後5時までとします。

※書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話連絡のうえ、ご来庁ください。

③ 提出場所

太田市浜町2番35号

太田市役所 児童施設課 放課後児童支援係（市庁舎3階）

④ 留意事項

応募書類提出期限後に、提出した書類の内容を変更することはできません。ただし、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めること、また、聞き取り調査を実施することがあります。

(3) 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(4) 応募書類について

応募書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

また、指定管理者の選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は

一部を使用する場合があります。

(5) 市が提供する資料の取り扱い

本募集に当たって市から応募予定者に提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、目的が検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に市が提供する資料を使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

6 指定管理候補者の選定審査等

(1) 資格審査

次に該当する応募は、失格とします。

- ① 資格要件を欠くもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ④ 1施設につき複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ⑤ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 審査委員会による審査

審査委員会により、次の事項を総合的に勘案し、最も適当であると認められる内容の応募をした団体を選定審査します。なお、**事業計画書等の内容についてヒアリングを実施しますので、審査委員会当日、応募者には説明をしていただきます。**

日程等の詳細につきましては、応募者全員に後日連絡いたします。

- ① 施設の利用について市民の平等な利用が確保されること。
- ② 施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 施設の管理運営を安定的に行うことができる能力を有していること。
- ④ 市民や利用者の声が反映され、サービスの質の向上を図れるものであること。
- ⑤ 管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 選定審査結果の通知

選定審査の結果は、応募者全員に書面で通知します。

7 指定管理者の選定結果通知後の手続等

(1) 市議会の議決

指定管理者の指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を受けます。

(2) 指定管理者との協議

市議会で議決されましたら、指定の議決を受けた者と協議を開始します。

(3) 指定管理業務の引き継ぎ

指定管理者は、指定の日に円滑に業務を開始するため、指定の日前に必要な準備を開始していただくことになります。事前準備など業務の引き継ぎに係る経費が必要な場合は、応募の収支計画書に算入しておいてください。別途に請求することはできません。

8 附属図書

- (1) 太田市放課後児童クラブ指定管理業務仕様書
- (2) 質問票
- (3) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (4) 事業計画書（様式第2号）
- (5) 図面（配置図、平面図等）

9 問い合わせ先

太田市福祉こども部児童施設課 放課後児童支援係

〒373-8718 太田市浜町2番35号

TEL:0276-47-1924（ダイヤルイン）又は 0276-47-1111 内線 2591, 2592

FAX:0276-47-1951

メール:020550@mx.city.ota.gunma.jp